

受託物品事故確認要領

販売前における受託物品の異状の確認については、函館市水産物地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第54および函館市水産物地方卸売市場条例施行規則第48条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 事故物品の処理方法

- (1) 卸売業者は、受託物品について異状を認めたときは、受託物品検査申請書を市長に提出し、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。
- (2) 検査員は、前号の申請があった場合は、卸売業者立ち会いのうえ確認するものとする。
- (3) 検査員の確認は、受託物品の種類、数量、規格、品質等について行うものとする。

2 証明書の交付

- (1) 市長は、異状があると確認したときは、受託物品検査証明書を交付するものとする。
- (2) 卸売業者は、受託物品検査証明書の交付を受けたときは、委託者に対し当該検査証明書を売買仕切書に添付して、事故の内容を通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年2月1日から施行する。
- 2 受託物品事故確認要領（昭和54年4月1日施行）は、廃止する。